

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和2年8月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
 2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
 3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
 4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
 5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
 6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名 _____

記入者氏名 _____

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から26までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。

(道路運送法第1条) (○)

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に運送ごとに国に報告する必要がある。

(道路運送法第9条の2) (×)

3. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割り戻しをしてはならない。

(道路運送法第10条) (○)

4. 事業者は、いかなる事由があろうとも、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。

(道路運送法第13条) (×)

5. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15㎡広くした場合、車庫の位置に変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。

(道路運送法第15条) (×)

6. 事業者は事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。ただし、天災その他やむを得ない場合はこの限りではない。

(道路運送法第16条) (○)

7. 事業者は、災害の場合その他緊急を要する場合及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。

(道路運送法第21条) (○)

8. 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(道路運送法第22条) (○)

9. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

(道路運送法第23条の5) (○)

10. 道路運送法には、一般貸切旅客自動車運送事業者が貸切バス車両を運転させることができる運転者に関する要件が規定されている。

(道路運送法第25条) (○)

11. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。

(道路運送法第29条) (×)

12. 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(道路運送法第30条) (○)

13. 事業者は、無償である場合に限り、その名義を他人に利用させることができる。

(道路運送法第33条) (×)

14. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。

(道路運送法第40条) (○)

15. 自動車を使用するものは、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(道路運送法第95条) (○)

16. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。

(運輸規則第2条) (○)

17. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。

(運輸規則第3条) (○)

18. 事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から1年間保存しなければならない。

(運輸規則第7条の2) ()

19. 事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。

(運輸規則第15条) ()

20. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。

(運輸規則第18条) ()

21. 事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

(運輸規則第21条) ()

22. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

(運輸規則第24条) ()

23. 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。

(運輸規則第28条) ()

24. 事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

(運輸規則第35条) ()

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。

(運輸規則第44条) ()

26. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。

(運輸規則第47条の9) ()

Ⅱ. 次の各文中の（ ）の部分にあてはまる語句を下から選び（ ）内に記号を記入しなさい。

27. 「旅客自動車運送事業」とは、（ウ）に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

（道路運送法第2条）

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

28. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の（イ）を受けなければならない。

（道路運送法第4条）

ア. 承認 イ. 許可 ウ. 免許

29. 一般旅客自動車運送事業者は、（イ）の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（道路運送法第15条）

ア. 運行計画 イ. 事業計画 ウ. 運行回数

30. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（イ）結果を生ずる競争をしてはならない。

（道路運送法第30条）

ア. 助長する イ. 阻害する ウ. 確保する

31. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ウ）を図ることを目的とする。

（運輸規則第1条）

ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便

32. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を（イ）により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

（運輸規則第26条）

ア. 乗務記録 イ. 運行記録計 ウ. 運行指示書

33. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ウ）に運行指示書を作成しなければならない。

（運輸規則第28条の2）

ア. 運転者ごとに イ. 車両ごと ウ. 運行ごと

34. 旅客自動車運送事業者は、（ア）以内の期間を定めて使用される者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

（運輸規則第36条）

ア. 二ヶ月 イ. 一年 ウ. 三年

35. 旅客自動車運送事業者は、死傷者又は負傷者が生じた事故を引き起こした運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ウ）を受けさせなければならない。

（運輸規則第38条）

ア. 指導教育 イ. 健康診断 ウ. 適性診断

36. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う（ア）を受け、報告をすること。

（運輸規則第50条）

ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談

Ⅲ. 運送引受書において、法定上記載しなければならない事項に○印を、記載しなくてもよい事項には×印を（ ）内に記入しなさい。

（運輸規則第7条の2）

- | | |
|-------------------|-------|
| ①運行の開始及び終了の地点及び日時 | （ ○ ） |
| ②旅客が乗車する区間 | （ ○ ） |
| ③運賃及び料金の上限及び下限の額 | （ ○ ） |
| ④車両の初度登録年月日 | （ × ） |